

国民年金には 免除制度が あります



20歳になると、学生であっても日本国内に住む方は年金に加入して国民年金保険料を納める義務があります。

しかし、国民年金には、経済的に保険料納付が難しい場合、保険料を免除・猶予される制度があります。

※免除・猶予をご希望の方は毎年申請が必要になりますのでご注意ください。

※学生納付特例制度の場合、4月が申請開始月になりますので特にご注意ください。

○学生納付特例制度

4月から翌年3月までを1年度とし、前年所得に基づき保険料の納付が猶予されます。特例を受けられる所得のめやす
所得が118万円＋（扶養親族等の数×38万円）＋社会保険料控除額等よりも低い額以下である場合

手続に必要なもの

年金手帳、在学期間がわかる在学証明書又は学生証（裏面

に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写し、認め印

○保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業した場合など、保険料の納付が経済的に困難な場合は免除になります。

免除となる所得のめやす

前年所得が左記それぞれの計算式で計算した金額の範囲内であると、その免除の対象となります。

・全額免除

（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円

・4分の3免除

78万円＋扶養親族等の数×38万円

・半額免除

118万円＋扶養親族等の数×38万円

・4分の1免除

158万円＋扶養親族等の数×38万円

手続に必要なもの

年金手帳、本人・配偶者・世帯主が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し、認め印

○納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

納付猶予となる所得のめやす

所得が（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円で計算した額以下である場合。

手続に必要なもの

年金手帳、本人・配偶者・世帯主が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し、認め印

未納のままにしておくこと

・障害や死亡等の不慮の事態が発生したとき、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。
・老齢基礎年金を将来的に受けられない場合があります。

問合せ先

市民保健課国保年金係
（窓口③） ☎ 223922

安心して働く

「無期転換ルール」とは

4月から無期労働契約への転換申込が本格化

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールのことです。

通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始となります（労働契約法第18条）。

対象者

被雇用者のうち、原則として契約期間に定めがある、有期労働契約が5年を超える全ての方。契約社員やアルバイトなど名称は問いません。

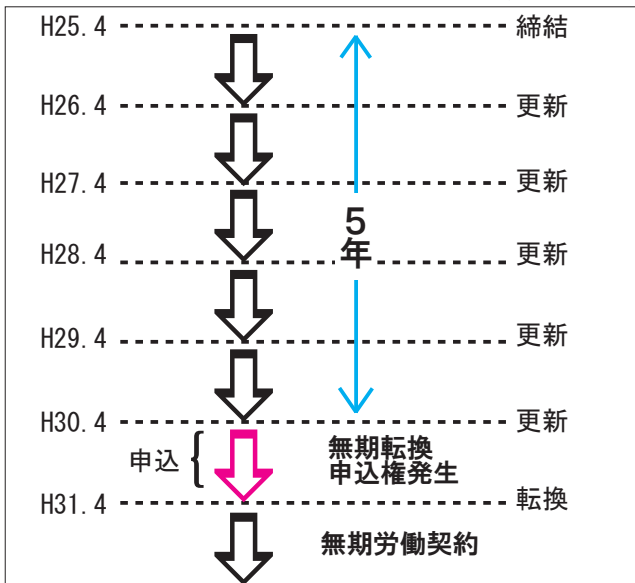
無期転換ルールの特例

条件を満たした有期契約の高度専門職や定年後の継続雇用の高齢者については、事前に特例の認定を受けることにより無期転換ルールの特例の適用となり、無期転換申込権が発生しません。

申込・問合せ先

静岡労働局雇用環境・均等室
☎ 054・252・5310

平成 25 年 4 月開始で契約期間が 1 年の場合の例



※無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定が必要です。